

令和8年3月

事業主年金等共済制度共済契約者 様

公益財団法人 札幌市中小企業共済センター

保険事務費率改定に伴う給付額水準の引き上げについて(お知らせ)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当制度の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご加入いただいております事業主年金等共済制度につきまして運用委託先である生命保険会社4社(日本生命、第一生命、明治安田生命、太陽生命)より、令和8年4月以降、保険事務費率を引き下げ改定する旨の連絡を受けました。

これに伴いまして、令和8年4月以降に払い込まれた掛金は下記のとおり給付額水準が上昇することになりましたのでお知らせします。

なお、これまでに積み立てられた積立金の給付額水準は現行と変わりありません。

また、10月以降、住友生命、富国生命、大同生命についても保険事務費率は引き下げ改定する運びですが、詳細については9月にホームページでお知らせします。

末筆ながら貴事業所のますますのご発展をお祈り申し上げます。

敬具

記

1 令和8年4月以降の給付額(試算)の推移

・給付額(積立金)が払い込まれた掛金合計を上回るまでの期間が、引き下げ前より2年9ヵ月短縮し、5年2ヵ月となります。

・給付額試算表

経過	1 年	5 年	10 年	15 年	20 年
引き下げ後	1,175 円	5,996 円	12,296 円	18,915 円	25,868 円
引き下げ前	1,164 円	5,924 円	12,110 円	18,570 円	25,316 円
差額	11円	72円	186円	345円	552円

※給付額(積立金)は掛金月額100円で試算しています。

※配当はないものとして試算しています。配当が生じた場合は給付額(積立金)に加算されます。

※表中の金額は所定の条件(予定利率等)で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

※一時払い制度についても払い込まれた掛金合計を上回るまでの期間が引き下げ前より1年2ヵ月短縮し、1年4ヵ月となります。

〇お問い合わせ先

札幌市中小企業共済センター共済課 011-221-3062 (平日 午前10時～午後4時)